平成２８年（フ）第４１号
新潟県上越市大島区菖蒲193番地３
債務者　池上　雅子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８８号
静岡県富士市厚原2163番地の２メゾン・ラフィーネ102号、前住所静岡県富士市松岡627番地の４
債務者　小泉　　力
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３４号
愛知県一宮市大赤見191番地５
債務者　山口美恵子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９０号
香川県高松市西春日町1407番地　県住５―308
債務者　原　美佐江（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９９号
香川県木田郡三木町大字平木52番地３　スカールハートレイ三木―202
債務者　水谷　恵子（旧姓藤倉）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７号
福岡県大牟田市椿黒町53番地１　グランディール新栄町107号
債務者　松尾　一哉
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１０８号
長崎県長崎市入船町150番地　松川アパート101
債務者　松尾マツ子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
長崎県長崎市入船町150番地　松川アパート左
債務者　濱口トシヱ
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
長崎県長崎市宮摺町248番地第１
債務者　別所　健二
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷354番地４、旧住所長崎県東彼杵郡東彼杵町川内郷3497番地２
債務者　磯本　孝久
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
青森県八戸市大字鮫町字忍町12番地２
債務者　吉田　博信
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字清水62番地の15
債務者　根本　博行（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
仙台市泉区市名坂字石止17番地の２、従前の住所仙台市泉区歩坂町33番29号
債務者　笠原　　昇
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目16番地の３
債務者　中屋　知子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
富山県高岡市荒屋敷241番地
債務者　高橋　千絵
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４７号
富山県射水市中太閤山14丁目１番地　県営住宅66―202
債務者　塩﨑　　実
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
富山地方裁判所高岡支部